

平成 2 7 年

第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 3 月 2 日

閉 会 平成 2 7 年 3 月 2 7 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

平成27年3月2日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士君	2番 前田 弘君	3番 松井 秀次君
4番 藤野 喜義君	5番 是枝 綾子君	6番 河野 隆子君
7番 和田 善臣君	8番 藤田 茂君	9番 北村 孝君
10番 前田 長市君	11番 高迫千代司君	12番 森 政雄君

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	前川喜代治
町長公室長	原田 毅	住民部長	前田 忠嘉
健康福祉部長 (教育委員会教育部)	萬野 義則	産業まちづくり部長	藤田 裕
部長	長屋 孝之	理事	大谷 忠
消 防 長	森野 博志	消防次長	西川 一男

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	小西 博幸
係 長	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長(藤田 茂君)

おはようございます。

ただいまから、平成27年第1回忠岡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長(藤田 茂君)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長(藤田 茂君)

本日の議事日程を事務局長より報告いたします。

事務局長(小西 博幸君)

議長。

議長(藤田 茂君)

局長。

事務局長(小西 博幸君)

平成27年第1回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 平成27年度施政方針について

日程第5 議案第1号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第2号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

日程第7 議案第3号 忠岡町指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第4号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第5号 忠岡町行政手続条例の一部改正について

日程第10 議案第6号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第 7号 忠岡町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 忠岡町霊園基金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 忠岡町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び忠岡町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 平成26年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 議案第14号 平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第15号 平成27年度忠岡町一般会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 平成27年度忠岡町下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 平成27年度忠岡町水道事業会計予算について
- 日程第25 報告第 1号 事務報告について（平成26年分）
- 以上でございます。

議長（藤田 茂君）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、平成27年第1回忠岡町議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日上程させていただいている議案につきましては、全員協議会等いろいろとご協議願って来たところがございますが、本日もよろしくご審議を賜りたいと、こういうように思っております。

また後ほど、平成27年度施政方針を私のほうから述べさせてもらいたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、5番・是枝綾子君、6番・河野隆子君を指名いたします。

議長（藤田 茂君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より3月27日までの26日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は、3月27日までの26日間と決定いたしました。

議長（藤田 茂君）

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員 松井秀次君より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次君）

議長。

議長（藤田 茂君）

松井君。

監査委員（松井 秀次君）

例月出納検査についてご報告いたします。

ここに、ご報告申し上げますのは、平成26年12月18日及び27年1月21日に行いました内容で、帳簿等は、平成26年11月30日及び12月31日現在であります。

検査につきましては、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での

確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました次第であります。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井秀次

議長（藤田 茂君）

これで諸般の報告を終わります。

議長（藤田 茂君）

日程第4「平成27年度施政方針について」町長より所信表明の申し出があります。発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛君）

平成27年度施政方針について、議長のお許しをいただきましたので、所信を述べさせていただきますと思います。

本日、ここに平成27年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

早いもので私が、3期目の町政運営を担当させていただき、2年4か月が経ちました。厳しい時代の中からのスタートでありました1期目、2期目、また、自立から『創造と飛躍』をスローガンに町政運営に取り組んでおります3期目につきましても、常に行財政改革を最重要課題とし、時に痛みを伴う改革なども、住民の皆様のご理解とご協力をいただいたことで、教育環境の整備、子育て支援、高齢者福祉の向上など、あらゆる分野について一定の成果をあげることができたのではないかと考えております。

昨年は、町制施行75周年、忠岡村誕生から125年の節目にあたり、記念式典並びにだんじりの記念曳行を始め記念事業の実施にあたりまして、住民の皆様や関係各位のご支援、ご協力を賜り、ありがとうございました。この記念事業のフィナーレとして、未来に輝く子どもたちに向けたメッセージ事業として、「ファン・パーティー イン イングリッシュ ～英語で世界とつながろう～」を開催いたしますので、より多くの方々のご参加を期待しているところです。

また、この佳節を飾るように昨年10月1日に総合福祉センターが新築移転オープンしました。健康と生きがいづくりやふれあいの場として、多くの住民の方々に利用して頂けるよう、施設運営に努めてまいります。

さて、昨年は、政府の経済対策により、円安・株高が進み、大企業を中心に業績が改善し、賃金の引き上げや完全失業率の低下などの指標も好転し、景気は上昇傾向にありまし

たが、4月の消費税率の引き上げによる個人消費の落ち込みなどにより、実質GDPが2四半期連続でマイナス成長という厳しい結果となったことから、10月からの消費税率引き上げが先送りされ、日本全体がまだまだ成長軌道に乗り切れていないところであります。

しかしながら、先の衆議院総選挙を受けて誕生しました第3次安倍内閣は、前述のように依然として景気回復の実感が、中小企業・小規模事業者や地域経済には十分浸透していないことから、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として3兆5千億円の補正予算を計上し、刺激を打ち出しました。

また、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生を最重要課題に位置づけ、国と地方が総力を挙げて人口減少社会の克服と地域の活性化に向けた方策を講じることとしています。

本町においても、この流れに沿い地方創生を起爆剤として忠岡の将来については、忠岡で決めるという決意を新たに、子育て支援や地域の活性化策などに向けて創意工夫し、全力で取り組んでまいります。

次に、東日本大震災からまもなく4年を迎え、復興、復旧が急がれる中、本年は阪神・淡路大震災が発生してから20年、本町では、幸いにも大きな災害は発生しておりませんが、昨年も台風の上陸や広島を襲った集中豪雨、また、御嶽山などの火山噴火、長野県北部で発生した地震など、大規模な自然災害が相次ぎ、多くの方々が被災されました。

被害に遭われた方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところであります。

本町におきましても「安全で安心なまちづくり」を実現するため、防災対策や、減災対策の一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

このような中、本町では、財政健全化策の着実な実施により、一般会計は平成22年度から4年連続の黒字決算となり、財政調整基金も平成26年度中に7億3千万円まで積み立てることができました。

新年度予算では、歳入の根幹をなす税収の伸びは見込みにくく、地方交付税の減額などによる財源不足に対して、普通建設事業の見直しや財政調整基金の取り崩しで財源不足を補う、厳しい予算編成となりました。

このたび提案いたします平成27年度各会計予算案は、厳しい財政状況ではありますが、「第5次忠岡町総合計画」を指針として、住民の皆さんと力を合わせ、誰もが安心して生活することができるための施策を中心に予算編成するとともに、教育・子育て支援の充実など、未来への投資として必要なものについては拡充するなど、「文教住宅都市」の実現に向けた予算編成といたしました。

また、平成27年度の町政運営にあたっては、次の4点を重要な視点と考えております。

1点目は、広域行政等の更なる推進であります。

これまで、大阪府広域水道企業団や泉州5市1町広域事業指導課の共同設置、住民情報システム等の共同クラウド化など、広域行政を積極的にしてまいりました。引き続き更なる推進に向け、消防、ごみ処理、し尿処理、上水事業、観光など広域的な行政課題については、多様化・高度化する行政需要に対応し、かつ、財源の効率的な運用を図るため、近隣自治体などと調査・研究し広域行政を推進してまいります。

また、大阪府からの権限移譲については、本年10月から旅券発給事務に係る窓口対応業務などを受け入れる予定としておりますが、引き続き住民に最も身近な基礎自治体として、くらしに身近な行政サービスが提供できるよう取り組んでまいります。

2点目は、教育・子育て支援の充実であります。

子どもたちの輝く笑顔は、未来への大きな希望です。その笑顔をサポートすることは、行政の大きな仕事であります。

新年度は中学校給食がスタートいたしますが、学校の空調整備など、引き続き子どもたちが、学べる環境づくりに取り組むとともに、学ぶことの楽しさや、頑張ることの出来る力を身に付けることができるよう、英語教育推進事業などを拡充するなど、ソフト面に力を入れてまいります。

また、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備として、子育て世代の負担軽減など、子ども子育て支援新制度の推進に取り組んでまいります。

3点目は、防災・減災対策の推進であります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災等の教訓からも、自助、共助、公助が組み合わさることで、減災社会が実現されることから、引き続き地域の防災意識の向上を図るとともに、関係団体、関係機関との連携を強化し、南海トラフ巨大地震や異常気象による集中豪雨などの被害に備えた安全で災害に強いまちづくりを進めます。

4点目は、行財政改革の推進であります。

これまで行財政改革を最重要課題として取り組んできたことにより、平成22年度から平成25年度決算で黒字となりましたが、平成26年度は、2億円程度の財源不足になる見込みであり、今後は、一時的ではありますが、厳しい財政状況に陥ることが見込まれます。

しかし一方では、住民の安全、安心を確保するための住民サービスや本町が持続的に発展していくための取組みについては、時機を逸しないように適切な対応が求められていることから、行財政改革を不断の改革としてさらに進めてまいります。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえて編成しました平成27年度各会計の当初予算規模は、一般会計65億4,600万円、各特別会計52億6,105万7千円、水道事業会計3億5,165万6千円、合計いたしますと、121億5,871万3千円

となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計6.2%（減）、各特別会計7.0%（増）、水道事業会計14.8%（減）、全会計1.2%（減）と相成った次第であります。

以下、新年度における重点施策の概要について、第5次総合計画における4つの基本戦略によるまちづくりの展開方向に沿って申し上げます。

第1は、人が輝くまちづくり戦略であります。

「まち」の最も大切な資源は「人」であり、「まちづくり」は「人づくり」から始まります。そこで本町では、住民同士がお互いを十分に知り合える関係にあり、また、役場と住民・学校・事業者の連携がとりやすいという利点を活かした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

～まちの将来を担う人材を育てます～

生きる力を培う学校教育の推進及び子どもや若者の健全育成の推進につきましては、就学前教育・保育が小学校以降の生活や学習基盤の育成に繋がることの重要性に鑑み、質の高い幼児教育・保育の提供と一層の充実を図るとともに、学校や家庭、地域と連携し、安心して子育てができ、子どもたちが生き生きと育ち輝くまちをめざしてまいります。

そのことから、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、就学前の幼児を持つ保護者や子どもを対象に、保育所・幼稚園・小学校間の交流事業を継続してまいります。

本年度より取り組んでおります、認定こども園など幼保の連携・一体化については、これに先立ち、幼稚園児、保育所児が、様々な行事や催しに積極的に参加することにより、交流を深めます。また、両施設の職員の専門的技術、ノウハウ、経験を活かした質の高い教育・保育の提供ができる体制づくりに向け、職員交流や合同研修、研究等に取り組んでまいります。

次に、小学校・中学校における学力の向上にかかる施策として、平成25年～平成27年の3年計画の最終年度となる「忠岡町学力向上プラン」を推進するとともに、引き続き、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、小学校読書活動推進事業などの学力向上支援事業を活用してまいります。また、それらの取り組みの成果については、「忠岡町教育フォーラム」を開催し、保護者・地域住民の皆様や近隣自治体の方々にも、授業公開・実践報告・有識者による講演会などを開催し、広く報告させていただきます。

また、忠岡町の未来を担う子どもたちのために、グローバル化に対応した教育環境づくりとして、「英語教育推進事業」を小・中学校で展開してまいります。

小学校5年・6年生の外国語活動にALTを派遣し、小学校5年生から中学校3年生までの忠岡町独自の系統立てた英語教育として、「忠岡メソッド」を確立するための土台を作ってまいります。また、そのための、有識者をアドバイザーとして招聘し、教員研修なども交えながら学校全体として取り組んでまいります。

さらに、学ぶことの楽しさや、目標に向かって頑張ることの出来る力を身につけるために、本年度からの継続事業として小中学生のための英語体験セミナー「ただおかイングリッシュ・デイ」の開催や、中学生を対象にした「英語検定受検料補助事業」を実施し、小中学校の児童・生徒がより多くの英語にかかわれる場を設定するとともに、幼稚園・保育所の就学前の子どもたちにも「イングリッシュ・デイ」を開催し、英語をツールとして、自分や相手を大切にする力、元気に過ごす力、チャレンジする力を育ててまいりたいと考えております。

また、学力向上の両輪である生徒指導の充実を図るため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置及び中学校における生徒指導上の様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援するために、生徒指導サポーターの配置を続けてまいります。

次に、学校給食につきましては、2学期から中学校給食を導入し、成長期の生徒に、栄養バランスに配慮した食事の提供及び望ましい食生活と食習慣を身につけるよう食育を進めます。

また、学校の施設整備につきましては、国の補助金を受けて忠岡小学校の空調整備を行うなど教育環境の整備を進めます。

生涯学習の推進につきましては、拠点施設である文化会館を中心に、各種団体とも連携し、新年度は新たに水墨画やお茶など日本文化をテーマとした講座や、住民の多様なニーズとライフスタイルに対応した各種講座を実施してまいります。

また、文化協会などが中心となって展開していただいている、文化・芸術活動や音楽祭、ふれあいフェスティバルなどの行事については、より多くの住民が参加され文化の交流の輪が広がっていくよう支援してまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、住民の健康に対する関心が年々高まり、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも増大してきている中、体育協会を軸として、各スポーツ連盟も活発な活動を行っております。引き続き、町民体育大会や町民マラソン大会、ゲートボール大会、ウォークラリーなど、子どもから高齢者まで気軽に楽しめるスポーツイベントの充実に努めてまいりたいと考えております。

地域文化の継承につきましては、「だんじり」や「公益財団法人正木美術館」などの文化・芸術資源を保存、活用する事業に対する支援を行うことにより、住民が身近な場所で質の高い芸術・文化に親しみ、ふれあう機会を提供してまいります。また、平成25年度から正木美術館と共同で実施しております、「子どもたちのワークショップ事業」などについては、美術館の国宝や重要文化財の作品を直接目、肌で感じながら茶道、水墨画などの日本文化にふれる貴重な体験として好評なことから、引き続き支援してまいります。併せて今後、出前講座などによる学校教育との連携についても検討してまいります。

～人にやさしい健康福祉の地域をつくります～

健康づくりや食育の推進につきましては、本年3月に策定します「健幸づくり・食育推

進計画」に基づき、住民一人ひとりがすこやかに暮らし、様々な世代が健康づくりを通じて繋がり合えるまちをめざし、保健センターが拠点となり、各種健康診査、健康相談、保健指導、食生活に関する情報などを発信し、関係機関、関係団体との連携、協働のもと住民の皆様が積極的に参加することができる体制づくりに努めてまいります。

また、本年度導入しました、「健康支援システム」を活用し、住民基本データを基に、予防接種、乳幼児健診、成人がん検診などの健康データを一元管理することにより、住民一人ひとりの健康管理が可能となるとともに、健康データを分析・活用して、本町の特性に応じた健康施策の推進に取り組んでまいります。

受診率の低いがん検診及び歯科健診については、受診率の向上を図るため、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の節目年齢の方々を対象にした検診実施の個別通知及びがんの罹患率、死亡率の減少を図るため、肝がんの主要な原因である肝炎ウイルス（B型及びC型）や大腸がん検診について、無料で検査を受診できる無料クーポン券を、引き続き新年度におきましても発行してまいります。

また、新年度より、特定健診及び肺がん検診の受診率向上のため、個別に電話にて受診勧奨を行うことはもとより、一部負担金を無料とし、肺がん検診とセットで受診していただくよう受診勧奨をしてまいります。

検診の受診日につきましても、住民の皆様方の利便性の観点から受診日を増やし、新年度は、日曜検診の試行を行ってまいります。

また、昨年度に引き続き「働く世代の女性支援のためのがん検診の推進事業」として、子宮頸がん、乳がん検診の積極的な受診勧奨や過去に無料クーポン券の配布を受けた未受診者に対しても、無料クーポン券を再発行するなど、早期発見、早期治療による、健康の保持・増進に努めてまいります。

子育て支援の充実及び少子化対策につきましては、地域子育て支援センターにおいて、子育て不安等についての電話・来所相談、地域の子育てに関する情報提供、親子遊び、子育てサークルの育成など、引き続き、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う、「地域子育て支援拠点事業」の拡充を図ってまいります。

また、現在、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題になっておりますが、町においてもDVや児童虐待などの通告、相談件数が増加傾向にあることから、新年度において新たに子育て支援コーディネーターを配置し、相談通報等に対して、子ども家庭センターなど各関連機関と連絡調整し、適切かつ迅速に対応してまいります。

保育所におきましては、待機児童対策として、年齢別定員枠の弾力的運用を行うなど、待機児童の解消に取り組んでいることから、現在、待機児童がゼロの状況であり、引き続きゼロに向けて努めてまいります。

新年度から、子ども・子育て支援新制度が始まりますが、本町においても「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」を踏襲する形で、「忠岡町子ども・子育て応援プラン201

5」を策定しました。この計画の中では、子育ての楽しさや喜びを実感し、親と子どもがともに成長できるよう、計画の中で設定した基本理念「みんなで子育て、親も子も地域も、笑顔輝く忠岡」に基づき、在宅や地域での子育て支援、保育所での子育て支援策など、様々な取り組みを進めてまいります。

また、留守家庭児童学級については、現場指導員として有資格者を増員するなど充実、強化に努めてまいります。

次に、子ども医療費助成の対象者につきましては、平成26年10月から通院については、小学校3年生の年度末まで拡大したところですが、新年度4月からは小学校卒業まで拡大し、さらなる負担の軽減を図ってまいります。

次に、妊娠から出産、そして安心して子育てができるよう、毎年増額している妊婦健診の公費負担額を、国基準となるよう大幅に増額するとともに、新規事業といたしまして、口腔衛生上の問題が生じやすい妊娠中の歯科疾患予防、口腔衛生に対する意識向上のための妊婦歯科健診を行ってまいります。

また、不妊に悩む方の特定治療につきましても、引き続き新年度において、府の助成制度に上乘せを行い、治療に係る負担の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、現在本町住民の4人に1人が高齢者で、今後ますます高齢化が進展し、後期高齢者数が増大する中で、「第6期介護保険事業計画」及び「高齢者福祉計画」を策定し、要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図り、更なる地域包括ケアシステムを推進してまいります。

次に、障がい者（児）福祉の充実につきましては、障害者基本法に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、様々な施策の基本方針を総合的、体系的に定める、「第3次障害者計画」を策定してまいります。

また、新年度においては、高齢者、障がい者世帯などを対象に家具転倒防止器具の取付支援事業を始めてまいります。

地域の絆で支え合う地域福祉の推進につきましては、就任以来「支えあうぬくもりのあるまち」、「安心して暮らせるまち」を合言葉に社会福祉協議会をはじめ各種団体などと連携、協力し、心豊かな活力あるまちづくりに取り組んできたところです。引き続き、昨年オープンした総合福祉センターを活用し、共に生きるまちづくりの精神で、人々が手を携えて、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるよう、地域福祉の充実、推進に取り組んでまいります。

社会保障制度につきましては、国におきまして、平成25年12月に、社会保障制度改革プログラム法が成立し、国保の構造的問題の解決が図られることを前提とした上で、国保運営の都道府県化を始めとする重要な医療保険制度改革が、平成29年を目途に実施さ

れることとなり、大きく変わろうとする社会保障制度ですが、今後も、国の動向を見ながら、社会保障制度の適正な運営に努めてまいります。

国民健康保険財政は、被保険者の高齢化や低所得化とともに、医療費の増加等に伴い、大変厳しい状況にあります。国民健康保険制度の安定的な運営と、被保険者間の負担の公平化を図るため、医療費の適正化と保険料収納率の向上に向けた取り組みに一層の力を入れてまいりたいと考えております。

特に、保険料の収納率向上につきましては、本年度、徴収人員の増員や収納システムを導入し、コンビニ収納やペイジーを利用した口座振替による支払いを開始したことなどにより、一定の成果をあげたことから、新年度は、さらに組織体制の強化を図り、さらなる収納率の向上に努めてまいります。

また、後期高齢者医療につきましても、高齢化や医療の高度化により、医療費が大幅に増大しております。引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運営に努めてまいります。

～個性を認め合う社会をつくります～

平和で人権が尊重された社会の形成につきましては、これまで「非核平和宣言都市」として、住民の平和に対する意識の高揚に努めるために、ピース大阪見学会、各種パネル展などの平和教育や街頭啓発を実施してきたところです。とりわけ、新年度は戦後70年という大きな節目を迎えることから、住民の平和に対する思いをひとつの形とするための事業を展開します。

また、人権施策の推進につきましては、差別のない明るいまちづくりをスローガンに人権尊重の明るいまちづくりの形成に向け、忠岡町人権協会を中心に障がい者や女性をはじめ、外国人、性的マイノリティ、同和問題、土地差別問題、また、ヘイトスピーチ等のあらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、人権相談事業を実施してまいります。

また、男女が社会の対等な構成員として様々な分野で輝きながら活動し、共に利益を享受し、責任を分かち合う社会づくりを一層推進するため、啓発・相談内容を中心としたチラシを全戸配布するとともに、文化会館と共同で講座などを実施してまいります。

多文化共生社会の形成につきましては、本町では、忠岡町国際交流協会が中心となってオーストラリア・ピットウォーター市との友好都市交流を進めており、これまで中学生などの青少年を中心とした交流を実施してきました。新年度は平成7年11月に同市と友好都市を締結して20年という佳節を迎えることから、これまでの交流の歴史や取り組みについてのパネル展を開催するとともに、未就学児や小学生を対象とした交流の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

第2は、安全・安心なまちづくり戦略であります。

行政の責務は、住民の暮らしを守ることです。今後30年以内に起こる確率が高まってきている南海トラフ巨大地震などの災害や火災、犯罪、交通事故などから住民を守る取り

組みを優先して進めるとともに、防災・防犯に関する住民の自主的な活動の育成などを通して、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

～モノや環境を大切に、暮らしの豊かさにつなげます～

地球環境保全の推進につきましては、「第3次地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けた取り組みとして、温室効果ガス排出量（CO₂）の削減のため、各施設において、電気・水道・ガス・燃料等の使用量の抑制や、各種用紙類の削減に努め、地球温暖化防止対策の推進を図ってまいります。

循環型社会の推進につきましては、住民、事業者等への出前講座、啓発活動により、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3アールの推進を図り、一般家庭・事業所・商店等から出る、雑紙類及びその他プラスチック製容器の分別と生ゴミに含まれる水分等の削減に取り組んでまいりたいと考えております。また、家庭用生ゴミ処理機器購入助成金について、対象の拡大及び、日常の調理方法で生ごみを減らす、エコクッキングの実施等で更なるごみの減量を推進するため、周知・啓発を進めてまいります。

ごみ焼却運転につきましては、長期包括整備運営管理事業委託により、今後も効率の良い安定的な維持管理を図るとともに、新年度は、施設補強工事として、煙突内筒の腐食部分の耐熱耐酸防蝕塗装工事を行います。

引き続き住民皆様のご協力を得て安全で安心した焼却処理に努めるとともに、将来的なごみ及びし尿処理施設の広域化についても検討、協議をすすめてまいります。

地域環境保全の推進につきましては、子どもからお年寄りまで、自主的な美化活動への参加が定着し、また、自治振興連絡協議会をはじめ、各種団体や事業所等による独自の美化活動も展開され、住民一人ひとりが「みんなで街を美しくする」という意識の輪が広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

～安全・安心な明るい暮らしを確保します～

危機・防災・減災対策の推進につきましては、本町におきましても「安全で安心なまちづくり」を実現するため、地震や津波による被害の経験を生かした防災対策や、被害を最小限に食い止める減災対策の一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

このような中、改定いたしました、「忠岡町地域防災計画」に基づき、防災活動の総合的かつ計画的推進をはかり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための取り組みについて実践してまいりたいと考えております。

引き続き、津波避難ビルのさらなる指定や災害時における「避難行動要支援者支援プラン」に基づき「個別計画」を策定し、災害時の避難支援者として自主防災会、自治会、民生委員児童委員や地区福祉委員などの皆様に協力を要請し、地域で要支援者の避難を支援する体制作りに取り組んでまいります。

また、大規模災害時における初動期対応については、行政だけで全てに対応することは困難であるため、地域における自発的な「共助」による防災活動を推進するために、自主防災組織への支援に努めてまいります。

防災訓練につきましては、自主防災組織をはじめ、より多くの住民の皆様が参加できるよう訓練のより一層の充実を図り、また、地震の発生から迅速な避難行動が開始できるよう、本年度は、大阪880万人の訓練日にあわせて、津波避難訓練も含めた実践的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

加えて、昭和56年以前の木造住宅を対象とした耐震化に係る補助制度については、本年度に拡充した耐震シェルターへの補助や補助基準の引き下げなどについて、町職員による個別訪問を実施するなど、より多く活用していただけるよう周知啓発に努めてまいります。

防犯・交通安全対策の推進につきましては、犯罪のない安全で安心な住みよいまちを確立するため、また、子どもたちを犯罪から守るため、引き続き、防犯委員会、警察、関係団体、学校や地域住民の方々と協力して、校門・通学路等での見守り活動を実施し、青色防犯パトロールや「忠岡町子ども安全見守り隊」の活動を通じ、地域の犯罪抑止機能を高めてまいりたいと考えております。

併せて、新年度も忠岡町内の地域犯罪を防止するための対策として、各地区自治振興協議会が設置する防犯カメラに対し、補助金を交付し、新年度内には全地区に防犯カメラが設置されるよう支援してまいります。

また、町内の防犯灯をLED化することで、消費電力の削減など環境にも配慮してまいります。

地域安全センターにおきましては、防犯教室の開催や地域の防犯情報の発信、合同パトロールを行うなど、町の防犯活動の更なる充実強化を図り、地域に密着した地域防犯体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、複雑・多様化する悪質な販売方法によるトラブルなどの消費者被害を防止するため、引き続き消費生活専門相談員を配置するとともに、近年急増する、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するための情報の収集や提供と、地域全体で防止に取り組めるよう、出前講座を開催するなど、消費者支援に努めてまいります。

また、交通安全対策の推進につきましては、住民の交通安全意識の高揚を図るべく、各種交通安全教室の開催、一人暮らし高齢者の訪問指導や迷惑駐車パトロールなどを実施するとともに、近年増加している高齢者の交通事故防止に関する啓発を行ってまいります。また、児童・生徒が安全に通学できるように、泉大津警察署を始めとする関係機関と連携体制を構築し、通学路の交通安全の確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

消防・救急救命体制の充実につきましては、住民の生命・身体・財産を守るため、火災予防に努め、地域や家庭における防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の指導等を行

うとともに、火災及び災害発生時並びに救急要請時には、迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

また、消防力の強化を図るため、新年度も火災現場用の器具や救急救助活動用資機材、通信室用機器の購入など計画的に消防車両・消防用資機材などを整備するとともに、救急救命士の計画的な養成と専門的な知識・技術を習得させるため、消防学校へ派遣するなど、積極的に人材育成に努めてまいります。

市町村消防の広域化については、消防の広域化に関する基本指針が改正され、広域化の期限が平成30年4月1日まで延長されたことに伴い、新年度におきまして、住民サービスの向上、消防体制の効率化や基盤の強化等、また、国及び府の動向に注視し、消防の広域化の検討を深めてまいります。

消防団活動では、住宅密集地域の災害に対して、常備消防だけでは対応できないこともあり、消防団との連携が大変重要であります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、地域密着性及び即時対応力といった特性を生かしながら、災害はもとより、地域コミュニティの維持等、大きな役割を果たすためにも入団促進を図ってまいりたいと考えております。消防団員の皆様には、消防体制の確立と強化に向け、なお一層のご尽力をお願いしたいと存じます。

第3は、快適で活力あふれるまちづくり戦略であります。

本町におきましては、近年は住宅都市へと変貌するにつれて、小売商店や工場の廃業、空き店舗の増加、地元雇用の減少などが進んでおりますが、まだまだ元気な企業も立地しております。現在、国が進めている地方創生事業と一体となって、地域経済を活性化することは、地域産業の維持、雇用の場の拡大、自治体財政基盤の強化等の面でも重要であります。そのため、事業者や商工会との連携を深め、様々な人材・技術・資源・情報ネットワーク等を活用しながら、既存産業の振興を図り、地域に根づいた産業の地力を伸ばす施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

～地域経済を支える産業の復活をめざします～

地域に根ざした新たなビジネスの創出・発展につきましては、新たに、忠岡町創業支援事業として、本町の創業支援事業計画に基づき、忠岡町商工会や地域の金融機関とともにネットワークを構築し、ワンストップ相談窓口の開設とビジネススキル習得のためのセミナーの実施を重点施策とし、創業者と新たなビジネスを町ぐるみで支え、地域に定着していけるようハンズオンの支援をめざしてまいります。

また、既存商工業の振興につきましては、事業者が販路拡大に向けたホームページの新規作成費用に対し、一部補助を行う「忠岡町IT化推進事業」や、公的機関の融資を対象にした「中小企業振興資金利子補給制度」を引き続き実施するなど、地域産業の基盤強化に取り組んでまいります。

雇用・就労支援では、引き続き社会保険労務士による労働相談を開設するほか、働く意

欲がありながらも様々な阻害要因により、就労することが困難な方々、特に若者や高齢者、障がい者、母子等からの就労相談は、就労支援センターで各種職業訓練や技術講習会などの紹介を行うとともに、関係各課並びに外部機関との連携を更に強化し、多様な面から支援を行ってまいりたいと考えております。

また、イメージキャラクター「ただお課長」を活用した啓発物品の作成は、「障害者就労支援事業」として、引き続き障がい者支援施設に依頼します。

農業振興につきましては、貸菜園の整備管理を適切に行うとともに、地産地消の促進と情報発信のための「特産品グルメ」と称したネット配信を引き続き継続し、地域の食材を活用した料理教室の実施状況や旬の農水産物の紹介を行うなど食文化の継承と地元消費の促進に努めてまいります。

また、忠岡漁港を中心とした交流や賑わいが、より一層活気溢れ、広く地域に発信されるよう、漁業協同組合を支援してまいります。

関西国際空港を中心とした泉州地域の活性化については、関空イン・関空アウトのインバウンドの効果が泉州地域に反映されるよう、泉州9市4町で構成しております、「泉州観光プロモーション推進協議会」の一員として尽力するとともに、積極的に本町の魅力・地域資源を発信し、商工業活動の促進と町の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

～快適で利便性の高い生活・都市基盤を充実します～

生活・都市基盤の充実及び計画的なまちづくりと良好な住宅の誘導につきましては、道路や交通安全施設、公共施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

特に今後、橋梁等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路の安全確保の観点から、橋梁やアスファルト舗装の現状調査に基づき、緊急度や危険度に応じた補修について検討し、計画的な維持補修に努めてまいります。

水と緑の環境の保全につきましては、河川の氾濫や浸水被害を防止するため、堆積土砂の撤去や日常的な点検などの適正な維持管理を、引き続き府に要請してまいります。

上下水道の充実につきましては、水道事業において、今後とも、大阪広域水道企業団の用水を受水し、より安全、安心な水を安定的に供給できるよう取り組んでまいります。

新年度は、中央線送水管更新工事等を行うなど、引き続き計画的な老朽管の更新を進めるとともに、水道使用料の収納率の向上に努めます。

また、安定的な供給の推進と業務の効率化、適正な料金設定などの水道事業の健全経営の推進から、大阪広域水道企業団との水道事業の統合について検討、協議を進めてまいりたいと考えております。

下水道事業につきましては、平成26年度末の人口普及率は96.7%を見込んでおります。

今後も、厳しい財政状況を踏まえながら、事業を停滞することなく進めるとともに、水

洗化の向上に努めてまいります。

また、ゲリラ豪雨等による浸水の軽減を図り、安全で快適な生活環境を確保するため、浸水対策の計画策定を進めるとともに、雨水ポンプ場が常に安定した運転を維持するための長寿命化対策を引き続き実施してまいります。

第4は、自立と協働のまちづくり戦略であります。

地方分権が進展し、今後、国や府から町への権限移譲がますます進むことが予想される中、多様化・多角化する住民ニーズに対して、自らの責任と創意工夫のもとに住民・事業者と役場との協働で、地域経営を進めていかなければなりません。そのため、自立性の高い堅実でムリ・ムダのない行政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

～効率的・効果的な行政経営を進めます～

効率的な行政運営の推進につきましては、総合計画の着実な実現に向け、引き続きPDCAサイクルによる行政評価を実施し、各事業の改善や見直しの徹底を図り、より効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。

また、地方分権が本格化しているなかで、複雑高度化する行政課題に対応し、住民サービスの向上を図るため、職員一人ひとりの職務能力や適性を最大限に活かして行くため、人材育成型の人事評価制度を全職員に実施してまいります。

行財政改革の推進につきまして、私は、就任以来、行財政改革を最重要課題として位置づけ、事務事業の見直しや人件費の削減など、歳入歳出両面にわたり、財政健全化の推進に取り組んでまいりました。

新年度における歳入の確保につきましては、本年度から町税等の公共料金の納入について、コンビニ収納やペイジーを利用した口座振替による支払ができるようになったことで、住民の利便性と収納率の向上に取り組んでおりますが、新年度より新たに、差押物件のインターネット公売を実施するなど、徴収体制の強化を重点的に図ってまいります。

また、国・府の補助金や交付金制度を活用し、町財政において有利な手法での財源確保に、より一層努めてまいります。

歳出の削減につきましては、一時的ではありますが非常に厳しい財政状況が続く中、組織機構の簡素・効率化、職員定数の適正な管理、人材育成など、引き続き地方分権時代にふさわしい執行体制の確立に努めてまいります。

今後の収支見通しにおいて見込まれる財源不足については、財政調整基金を充当するとともに、限られた財源を最大限に活用するため、住民ニーズや施策の優先度・緊急度、事業効果や公共施設のあり方などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

地域情報化の円滑な推進につきましては、昨年府内で初めての取り組みとなる、高石市との共同での自治体クラウド方式による住民情報システムの運用について、新たに田尻町

が参加されるなど、順調にシステム運用がおこなわれております。

庁内事務の更なる迅速化、効率化に向け、本年1月から人事給与システム、4月からは財務会計システムが、クラウド方式による新たなシステムの運用を本格的に開始いたします。

また、現在、国においても作業が進められています、社会保障・税番号制度につきましては、平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に向け、引き続きシステム改修などの準備作業を行ってまいります。

広域連携の推進につきましては、各項目中でもふれておりますが、消防、ごみ処理、し尿処理、上水事業、観光など広域的に共通する行政課題について、基礎自治体として行政の高度化・効率化や住民生活の安定化に資するため、近隣自治体との広域連携を積極的に検討、推進してまいりたいと考えております。

また、大阪府からの権限委譲については、現在91事務の移譲を受けており、新年度は新たに10月から旅券発給事務に係る窓口対応業務など4事務の移譲を受け入れる予定としておりますが、引き続き住民サービスや利便性の向上に繋がる事務については、可能な範囲で事務移譲を受けてまいります。

～住民参画を促す環境づくりを進めます～

開かれた町政の推進につきましては、これまでホームページや広報紙を通じて、町のさまざまな情報を発信してまいりました。とりわけホームページにつきましては、ソーシャルメディアの発展普及により、リアルタイムの情報を受発信することが必要となっており、様々な機能の強化など利便性の向上を図りながら、親しみやすいページ作りに取り組んでまいります。

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりの仕組みづくりにつきましては、近年、多様化・細分化する住民ニーズに対して、行政だけでは柔軟かつ十分に対応しきれなくなっており、防災、防犯、教育、子育て支援など様々な分野において、地域住民等の皆様との協働による解決が求められるようになっております。

そのためには、自治会等を中心とした地域コミュニティ活動を促進するとともに、自治意識の高揚を図りながら、住民、地域、団体、事業者、役場の協働によるまちづくりを推進するための仕組みや、体制づくりに取り組んでまいります。

今後とも、町政運営にあたっては、情報公開、説明責任、住民・事業者との協働を基本にするとともに、特に安全・安心、教育、福祉、健康などに全力で取り組み、みんなでつくる自立と協働のまちへと進化できるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、平成27年度の町政運営に関する私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、「文教住宅都市」、「ぬくもりのある日本一元気なまち」の実

現をめざしていくことが、変革の時代に町政を負託された私の使命であり、広くまちの声を拝聴しながら、現場主義・住民の目線に立って全力を傾注してまいりたいと存じます。

どうか、議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただき、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

終わりに当たり、提案いたしております平成27年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政の方針と致します。

ご清聴ありがとうございました。

議長（藤田 茂君）

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

午前11時30分から再開いたします。

（「午前11時18分」休憩）

議長（藤田 茂君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

（「午前11時30分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（藤田 茂君）

日程第5 議案第1号「忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第1号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員 前川豊彦氏は、平成27年3月25日をもって任期満了となりますので、後任として前川功勝氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(なし)

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論、ありませんか。

(なし)

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第1号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第6 議案第2号「忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第2号 忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の額、その他必要な事項について、新たに条例で定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

本条例案は、本町の保育料と町立幼稚園の保育料に関して規定する条例案であります。

まず1つ目、保育所の保育料についてであります。人件費増の部分について、保育料の国基準が上がったため、本町は国基準の80%という水準を保つため、階層によっては月額500円から600円の値上げがされる階層もあるという説明がありました。子育て支援ということなのであれば、保育料は据え置くべきであったのではないかと考えますが、この保育料はいつから実施をされるものでしょうか。

議長（藤田 茂君）

長屋教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

幼稚園につきましては、27年度4月1日については現行どおりということでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

5番（是枝 綾子君）

保育所。

議長（藤田 茂君）

教育部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

保育所についても27年度、先ほど提案させていただいております80%ということで、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

ちょっとわかりにくいご答弁でありましたが、27年度ということは4月1日からこの保育料で500円上がる、600円上がるという保育料だというふうに理解してよろしいですか。これはもうそういうことだということで間違いありません。

であれば、もう今、きょうは3月の2日であります。1カ月後には実施をされるというものが今出てきていて、そして実は子ども・子育ての計画のパブリックコメントにもこのようなことは載っておらず、保育所に預けていらっしゃる方、そういった方々は意見を述べることもできないという、そういう時期にぎりぎりに出してきての値上げということでもあります。ですから、やはりこれは直前過ぎるという問題もあるということにはちょっと指摘をしておきます。

続けて2つ目ですが、年少扶養控除の廃止に伴い、保育料に連動して所得階層が変わり、保育料が値上げにならないよう本町も再算定をされてきましたが、新制度実施に当たり、国は再算定しないとFAQでも言っております。本町では、在籍児童については年少扶養控除分を再算定するということではありますが、新規に入所する児童についても再算定されるお考えはありませんでしょうか。担当部長より。

議長（藤田 茂君）

長屋部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

恐れ入ります。今のところそれについては考えておりません。ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（是枝 綾子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝 綾子君）

新しく入ってくるお子さんには再算定はしないということでもあります。なぜ再算定しなければ困るかと言いますと、子供1人、町民税でいえば33万円、年少扶養控除はなくなりました。3人だと99万円。これが控除できなくなれば、それだけ課税所得がふえるということですから、これだけの分が税金がふえれば階層も変わってくるということでもありますので、実質負担増の方がたくさん出てくるのではないかということになります。

保育料が実質値上げとなるわけではありますが、子育て支援と言うならば、先ほど申し上げたように、保育料のこういった値上げということはしないというのが本来ではないかというふうに思ひます。

しないということでもありますので、これはやはり何らかの対策、負担軽減措置、再算定をやはり新規に入所する児童にも、子供が新しく入っているからということで区分けせずに、同じ子育て支援という対応を求めたいと思ひます。

そして、3つ目ですが、幼稚園の保育料についてお聞きします。現在は、3歳児、月1万2,000円、4・5歳児、月9,000円ですが、町の説明では27年度は先ほど据え置くと。28年度から所得別保育料を導入して、4・5歳児も3歳児と同じ月1万2,000円に、今から言いますと月3,000円も値上げがされるという方針が示されております。子育て支援にやはりこれも逆行するのではないかというふうに思います。実施についてはまだ1年ありますので、再検討を強く求めたいと思います。

現在は、町立幼稚園の条例で保育料が定められており、議会の承認なしには保育料の変更はできないというのが現在の町立幼稚園条例に規定されているそうですが、これを削除して、新しい条例では幼稚園の保育料は規則で定めるという文言に変わっております。規則で定める額ということになれば、保育料値上げ、28年度からというそういった改定には議会の承認が要らなくなる、そういうことでしょうか。担当部長さんよりお答えいただきたいと思います。

議長（藤田 茂君）

長屋部長。

教育委員会教育部長兼教育総務課長（長屋 孝之君）

ご指摘ありがとうございます。今後、子育ての支援を行っていく上で、保育料は先生ご指摘のとおり非常に大切なものでございます。規則でうたうとはいうものの、私どもこういうことは議会と相談なしに、勝手にはできませんので、議会の皆さんにこの辺のところは説明をしていきたいと、かように思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（藤田 茂君）

最後に。

5番（是枝 綾子君）

最後ですね。

議会と相談しながらと。相談は、説明はあるかもしれませんが、議決は要らないという、そういうことですね。子育て支援と言いながら、1年後の28年度から幼稚園の保育料が30%の値上げということがされる。子育て家庭に大きな経済的な負担を強いるということでもありますので、値上げは中止すべきであると。議会の議決も必要とすべきであるということは指摘をしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（藤田 茂君）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長(藤田 茂君)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(討論あり)

議長(藤田 茂君)

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

是枝君。

5番(是枝 綾子君)

本条例案は、本町の町立幼稚園の保育料と、町の保育料等について規定する条例案であります。日本共産党の意見を申し上げます。

2010年の年少扶養控除廃止に伴う所得税額が保育所の保育料に連動しないよう国が通知を出し、年少扶養控除相当額を税額から差し引く再計算がこの間、本町でも行われてきました。しかし、厚生労働省が新制度実施に向けた自治体への文書で、再計算はもう行わないとしました。再計算を行わない場合、子供の多い多子世帯ほど保育料負担がふえるということになります。

質問でも明らかなように、本町では保育所在籍児童については再計算を適用するということでしたが、新規に保育所に入所する児童については再計算しないということでありました。そうすると、新規入所者には、保育料が場合によっては実質的には値上げされたこととなります。負担軽減措置を実施するか、再計算を適用されることを強く求めます。

また、保育所保育料の国基準が値上げになったため、本町は国基準の80%を維持されるため、保育料金表では月500円から600円の値上げの階層があります。年間6,000円から7,200円の値上げであります。子育て支援ということであれば、やはり据え置くべきであります。

そして、新制度実施により、本町の町立幼稚園の保育料が定額負担から応能負担に、所得別階層別に変わるというものですが、27年度中は現行の定額保育料のまま据え置くということですが、28年度からは4・5歳児も3歳児に合わせて月1万2,000円に、1カ月30%も引き上げるという方針であります。子育て支援と言いながら、幼稚園の保育料値上げを押しつけるものであり、認められません。28年度も据え置くことを検討す

べきであります。

そして、このような幼稚園の保育料の値上げ案が今後予定されているのに、現行の幼稚園条例から保育料の記載を削除し、規則で定めると改定することは、値上げについての議会の議決が不要となり、簡易に値上げが可能となることになり、議会のチェック機能を弱めることになり、認めるわけにはいきません。保育料金額の記載は残すべきであります。

よって、このような問題のある子育て支援に逆行する本条例案制定には反対をいたします。

議長（藤田 茂君）

是枝綾子君の原案に反対の意見が終了いたしました。

続きまして、原案に賛成の諸君の討論はございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

議案第2号 忠岡町特定教育・保育 施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について、採決いたします。

原案に賛成の方は、起立お願いいたします。

（起立多数）

議長（藤田 茂君）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議長（藤田 茂君）

日程第7 議案第3号「忠岡町指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第3号 忠岡町指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支

援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業者の指定に関する基準、並びに指定介護予防支援等の事業者の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、新たに条例で定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第3号 忠岡町指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第8 議案第4号「忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第4号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部改正が行われ、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を、新たに条例で定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（なし）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

(なし)

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第4号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決をいたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第9 議案第5号「忠岡町行政手続条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

議案第5号 忠岡町行政手続条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、行政手続法の一部改正が行われ、行政指導の中止等の求め、及び処分等の求めに関する規定が設けられたこと等に伴い、本町の条例において同様の規定を設けるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。北村議員。

9番（北村 孝君）

ただいま、改正法により法令違反する事実の是正のための処分また行政指導を求めることができる処分等の求めの手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続が新設されたと説明がありました。

全員協議会でも他の議員からも質問がありましたように、どのような事業所があるのか、教えていただけますか。

議長（藤田 茂君）

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は、午後1時より再開いたします。

(「午前11時55分」休憩)

議長(藤田 茂君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(藤田 茂君)

休憩前に北村君より質疑がありました。理事者側において答弁を求めます。

町長公室長(原田 毅君)

議長。

議長(藤田 茂君)

原田公室長。

町長公室長(原田 毅君)

今回の改正でどのような事業者が対象になるのかということでございますけれども、対象となりますのは行政指導を受けた者または違反する事実があつて行政指導がなされていない者全ての者ということになりますので、よろしく願いいたします。

議長(藤田 茂君)

他に、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長(藤田 茂君)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長(藤田 茂君)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(藤田 茂君)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第5号 忠岡町行政手続条例の一部改正について、採決を行います。
原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第10 議案第6号「忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第6号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、財政健全化を図るため、平成27年度において、一般職の職員の管理職手当を一律に10%減額するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

3番（松井 秀次君）

はい。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3番（松井 秀次君）

この議案につきましては、これは町長に答弁お願いいたします。これは12月の議会で、人事院勧告を完全実施していただくのは議会は同意しました。その中で管理職の上げ

る分についても含まれておったように思います。それが4月にまた一部改正する、1回も実施もせずに、財政健全化に協力する。管理職は全員それが本当に思っているのかどうか。町長はそのあたりは聞いていただきましたか、管理職に。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

このたびの管理職手当、あるいは職員の給与のアップについては、非常にややこしいと言ったらややこしい提案であります。私どもは一応私どもの財政の状況を見まして、推移を見て、給与並びに手当についての増額を前向きに取り扱っているところでございます。しかし、財政能力もしっかりと見通して運転していかないきませんので、ややこしいことになりましたが、このたびのこういった数字を出して、やや上げさせてもらっているような交渉で話を進めさせていただいているところでございます。いずれ健全化になったときにはもらえるんだなという気分でおられる職員もおりますので、うれしく思っております。

3番（松井 秀次君）

はい。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3番（松井 秀次君）

最後に町長にお尋ねいたします。この議案は町長が独断で出したということはないですか。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

この種のものについては、いわゆる職員のやる気をやっぱり起こさないきませんし、人事管理については絶えず私が指示していくというんでなし、やはり職員組合なり、また部長会なり、管理職の会議等にいろいろと出しては決めていこうと、こういうふうにしております。ただし、今までのことでいきますと、やっぱり財政破綻したらあかんとときには頭を下げるばかりで流れたことはありますが、今回に限ってはそんなことはないと思っております。

議長（藤田 茂君）

松井君。

3 番（松井 秀次君）

終わります。

議長（藤田 茂君）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第 6 号 忠岡町一般職の職員の管理職手当に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第 11 議案第 7 号「忠岡町特別会計設置条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第7号 忠岡町特別会計設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、平成26年度末をもって、浜霊園整備事業が完了したことにより、特別会計での経理が不要となったため、浜霊園事業特別会計を削除するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第7号 忠岡町特別会計設置条例の一部改正について、採決を行います。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第12 議案第8号「忠岡町霊園基金条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第8号 忠岡町霊園基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、浜霊園事業特別会計の廃止により、基金の運用収益を一般会計に計上して処理するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第8号 忠岡町霊園基金条例の一部改正について、採決を行います。
原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第13 議案第9号「町税条例の一部改正について」を、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件についての、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第9号 町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、個人町民税について、住民の福祉の増進に寄与するものとして町が個別に指定するNPO法人等を新たに寄附金税額控除の対象とするため、改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長(藤田 茂君)

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

(なし)

議長(藤田 茂君)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(藤田 茂君)

これより、議案第9号 町税条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長(藤田 茂君)

日程第14 議案第10号「忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長(藤田 茂君)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛君)

はい。

議長(藤田 茂君)

町長。

町長(和田 吉衛君)

議案第10号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の改正により、平成27年度に国民健康保険料の賦課限度額について、国基準が「85万円」に改定されることから、本町において、国基準と乖離が大きくなること、赤字団体であること、また、中間所得者層の負担軽減となることなどから、賦課限度額を「79万円」に改定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(藤田 茂君)

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

この条例案、賦課限度額を医療分50万円、支援金分15万円、介護分14万円、合計79万円に改正し、前年度に比べ4万円引き上げることとあります。本町の限度額については毎年値上げをしておりますが、ここ数年の値上げの金額をお聞きします。そして、今回も限度額を上げる、このことについては理由、根拠をお尋ねしたいと思います。まず、そのことについてお答えをお願いいたします。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

ここ数年の値上げということでございます。まず、平成23年度に3万円、24年度は据え置き、25年度3万円、26年度3万円、27年度、今回お願いする額でございますが、4万円をお願いするものでございます。

今回の改正の理由でございますが、まず国基準が昨年に続いて改正されました。そしてもう一つは、限度額を引き上げることにより中間所得層の方の保険料の負担軽減になることから、今回の改正をお願いするものでございます。ご理解のほどお願いいたします。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

今、担当部長のほうから答えがありましたように、毎年限度額は上がっております。今回の値上げの理由は、国が基準を上げてきたから、そのまま本町もスライドさせると。そしてもう一つは、このことによって中間所得層の保険料の軽減が拡大されると。しかし、その財源にこの限度額の対象になった人の財源を充てると、そういったことの説明がありました。

国は国保への負担率を、以前の50%から35%程度に下げたおいて、今回、中間所得層の保険料の軽減をすると、大変これだけ聞きますとありがたいようには聞こえますが、

ところが、限度額を上げて、上げられた方からその財源を充てる、本当にひどいやり方があります。今回、限度額が引き上げられる一番低い世帯はどのような対象の世帯でしょうか、また、何世帯が対象となり、影響額は幾らになりますでしょうか。また、もう一つ、軽減される中間所得層は何世帯が対象となるのでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

まず1点目でございますが、限度額を引き上げる最低所得は、所得額500万円の世帯で、6人家族が該当します。そして、影響額でございますが、まず医療分につきましては58世帯、支援金分につきましては76世帯、介護分につきましては40世帯、影響額につきましては約214万円の影響となる見込みでございます。

中間所得層の該当する世帯でございますが、単身世帯で70世帯、2人以上の世帯で96世帯、合計で166世帯が中間所得層でございます。

6番（河野 隆子君）

議長。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

今お答えがありましたように、今回の限度額に当たる対象世帯、一番低い世帯で所得500万円で6人家族だということであります。とても高額所得のご家族だとは言えないんじゃないでしょうか。財政健全化のもと、一般会計からの繰り入れが、忠岡町、減り続けています。そういったことで本町の国保料は府下でも高いほうになってしまったという、これまでの経緯がありますが、中間所得層の世帯の軽減を拡大するというのであれば、このように国保加入者から賦課限度額を値上げして財源をつくるというのは、本来の解決策ではないというふうに指摘をさせていただきます。

ここで町長にお聞きいたしますが、府下でも大変低い本町の一般会計から基準外繰り入れをふやして、このような国の悪政から住民を守る、忠岡町の大きな役割であると思いますが、いかがお考えでしょうか。町長にお聞きしたいと思います。

町長（和田 吉衛君）

議長。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

住民に負担をかけるということに、大変心苦しいことになっておりますが、現在、健康保持のために国民健康保険に入られている人には大変申しわけないんですが、本町の国民健康保険で扱う財政は赤字へ陥っています。そういうことで少しでも値上げをさせていただき、国保の健全財政運営に持っていきたいと、こういうことで今いろいろな思案をして、頑張っ、住民が納得できる線に持っていかないかんという意味で、あれやこれやと検討を加えているところでございます。

ご承知のように町民の所得の推移は非常に悪く、また就業するお仕事も大変でもありますし、やはり病は少ないので、保険適用で健康保持してくれていることだけはちょっと、一縷の望みでありますけれども、ご辛抱のほどお願いするしかないと思っております。よそと比べて値上げは抑えていかないかんという気持ちであらわしているつもりもありますので、ひとつご理解を賜りたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

議長（藤田 茂君）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（討論あり）

議長（藤田 茂君）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

6番（河野 隆子君）

はい。

議長（藤田 茂君）

河野君。

6番（河野 隆子君）

議案第10号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、日本共産党の意見を申し上げます。

今回の条例案は、国民健康保険料の賦課限度額を27年度より、医療分を49万円から50万円に、支援金分を14万円から15万円に、介護分を12万円から14万円に引き上げ、合計75万円から79万円と、4万円の引き上げであります。

国は今回、賦課限度額を81万円から85万円と、国基準を改正してまいりました。国はその理由に、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者にかかわる国民健康保険料の軽減判定所得の見直しをすることで資料もいただいております。そして、限度額を見直すことによって、改正後は中間所得層の負担に配慮した国民健康保険料の見直しが可能となると、このように書かれております。

この対象者となる中間所得層は166世帯で、限度額が上がる対象の世帯は、さきに原課のほうでお聞きしたところ約76世帯ということをお聞きしています。限度額を上げることによる影響額、約214万円であり、76世帯が214万円の負担増となります。限度額に当たると聞けば大変高額な、高い収入がある世帯だというふうに思いますが、今回の限度額に当たる対象で一番低い世帯はどうか。先ほどお答えいただきましたように、所得500万円家族6人の世帯であります。1年間で約1人83万円、月に割ると6万9,000円で生活されている世帯であります。小さい子供さんだけではなく高齢者もおられる世帯であります。そのことを考えてもとても高額な収入があるという世帯ではありません。

国の負担率が以前の50%から35%程度に下げられたことによって国保の貧困化が進行した後も、国庫負担を復元せず、ひたすら住民、自治体に犠牲を押しつける。中間所得層の軽減策と言いながら、このように国保の加入者からその財源をつくろうとする国のやり方に、忠岡町がそのままスライドするような手法をとることは、とても認めることはできません。中間所得層の軽減を図るというのであれば、国の悪政から、忠岡町の府下でも高い国保料への一般会計からの繰り入れを増額して、防波堤の役割を果たすということが必要ではないかというふうに思います。

このような国の悪政の中でも、近隣を見ますと、賦課限度額の状況は、岸和田市、貝塚市は73万円、泉大津市は77万円、和泉市は67万円と、27年度、新年度は見直しをしない、こういうふうに言っておられます。しかし、本町は平成23年に3万、平成24年は据え置きをしましたが、平成25年度では3万、平成26年度も3万、そして今回、平成27年度は4万円と、毎年上げています。近隣が据え置きしている中での本町の限度額の引き上げのこの条例案は、到底認めることができません。ということを申し上げまして反対の討論とさせていただきます。

議長（藤田 茂君）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

(なし)

議長（藤田 茂君）

他に、討論はありませんか。

(なし)

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第10号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、起立により採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（藤田 茂君）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（藤田 茂君）

日程第15 議案第11号「忠岡町介護保険条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第11号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの保険料を定めるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

本件につきましてはさきの12月議会で我が党の是枝議員が質問をさせていただいております。内容についてはお聞きをいただいていることだと思います。

今回も保険料の値上げだということですが、今の住民の暮らしというのは、特に高齢者は毎年、年金も下げられて、大変苦しい思いをいたしております。さらには、昨年4月の消費増税を8%に引き上げたことによって、増税不況とも言えるような状況が起こっていることはご承知のとおりです。アベノミクスは大企業と大資産家は潤したけれど、そうでない中小企業や市民は大変厳しい思いをさせられているという、この格差の拡大ですね。これについてはいろんな方が述べておられます。現に忠岡の町の皆さんもそれを体験しています。

ですから、私どもが住民アンケートを取らせていただきました。その中でも「介護保険料が高い。何とかしてほしい」という声が一番上位にあります。私たちは、こうしたことはやっぱり行政として、いかに力を尽くして、この分野で住民の暮らしを守るために頑張っていたことが大事なことだというふうに考えております。

介護保険というのはもともと、老老介護をなくすんだ、介護は受けられる側が選べるということで出発をしました。多分うそだったと思うんですけどね。実際はその後の経過が物語っております。その当時、第1期は基準額が2,911円やったんですね。今その値段がどんどん、どんどんつり上げられて2倍近くになってきている。忠岡町の今回提案されている基準額が5,283円、このように上げられるというふうになっております。

この問題できょうお聞きしたいと思っておりますのは、いかに努力がされたかということでありまして、第5期の値段を決めるときも随分論議をさせていただきました。覚えておられると思いますが、忠岡町が基金を4,000万円を超えて持っていた。それを全額入れば料金を上げなくても済むのではないかと。こういう論議をさせていただいたと思っております。しかし、結果は少し入れただけで、あとのお金はそのまま基金として持っておられました。理由は、今後3年間でかかってくる経費が増大をしていくから、そのためにこの基金は置いておかなければならない、こういう理由であります。3年たちますと、なくなっていると思われるはずの基金が、逆に今回の分を出ておりますが、6,360万円ふえたんですね。ですから、この時点から大きな見込みの誤りがあるのではないかと、こういう話をさせていただいております。今回はこのお金を全て投入をするという形でしていただいております。それは大変結構なことだと思いますが、これを入れていただいても、なおお金が足りないから料金の値上げをするというふうにおっしゃっています。

そこで、過去の事例を振り返って、この見込みに過大な数字はないのか。あと1年、2

年、3年経ったらまた基金がふえていたというふうなことが起こらないのか、その点についてまずお聞きをしたいと思います。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

ただいまご指摘のように、第5期の基金につきましては積み立てということではございましたが、今回、第6期につきましては、ただいまご指摘のように6,300万円を全て取り崩して保険料の軽減に努めてまいったところではありますが、ご指摘のように、少しではありますが、値上げをお願いするところでございます。

今回、過去の実績を踏まえ、またいろんなデータに基づきまして、今後3年間でトータルで見込んでおきまして、収支均衡が図れるように、余剰金が出ないように計算したつもりでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

11番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

11番（高迫千代司君）

今部長さんがお答えいただいた中身というのは、3年前に聞いたことと基本的には同じ内容なんです。ただし、あのときは基金の全額を取り崩しすることはしませんでした。今回はしていただいているということについては評価しております。ただ、私、申し上げたように、見込みに過大な見積もりはないのかということをお聞きしております。

これは過去の第4期のときも5期のときも同じように、最初の1年間はお金があります。2年のときは大体平均でいきます。3年になったら足りないから、基金を入れてきちりになるというふうな説明がなされてまいりました。なされてきた上で、第4期が終わったら4,000万、第5期が終わったら6,000万という、基金が逆にふえるという現象が起こってきているんですね、現実には。この現実には起こってきている見通しについて、本当に今部長さんがおっしゃったように、確かな見通しに基づいてこの料金が計算をされたということが言えるのでしょうか。少なくともまた、第6期が終わるころに大きな基金を抱えるということになったら、この第6期の高い料金を払う皆さんが、結局は取られ過ぎだということになるわけですね。

だからそういうふうなことが、この大変な危機的な状況の中であればあるほどきちりと見積もりを、過大なことをしないで、ちゃんと4,000万、6,000万の基金が残るようなことが起こらないように運営をしていただく必要があるというふうに考えます。

が、過去の実例から見て、今回は残らないようにどういう工夫をされたのか、そのことを具体的にお聞かせいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉部長（萬野 義則君）

議長。

議長（藤田 茂君）

萬野部長。

健康福祉部長（萬野 義則君）

ご指摘のように、思いは私どもも一緒の思いで計算しております。したがって、過去の実績はもとより、いろんな人口の少子高齢化に向かっていることも踏まえて、いろんな方面からのデータに基づきまして収支均衡を図ってまいりたいと、このように思っておりますので、現時点では余剰金はないという思いからの計算にさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

1 1 番（高迫千代司君）

議長。

議長（藤田 茂君）

高迫君。

1 1 番（高迫千代司君）

私は具体的にどういう努力をして抑えるための手を打ったかということをお聞きしましたが、残念ながら今のお話ではそうしたことが具体的には聞かれませんでした。したがって、また3年たったら基金が出てくるということも十分想定されるのではないかなというふうに思っております。

私どもは、そうした中であれば一般会計からお金を繰り入れて、少なくとも今回は値上げはしませんよ、そして皆さんの基金が出るようなことがないように、きっちり集めたお金でこの3年間運営をしていきたい。そのための裏づけはこれだという話が本来お聞かせをいただかなければ、ちゃんとした説明にはなっていないのではないかなということをご指摘申し上げます。なお、引き下げについてもご努力を重ねてお願いをして、質問といたします。

議長（藤田 茂君）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長(藤田 茂君)

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

(討論あり)

議長(藤田 茂君)

討論ありとのことでございますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

11番(高迫千代司君)

議長。

議長(藤田 茂君)

高迫君。

11番(高迫千代司君)

忠岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団の意見を申し上げます。

本来であれば、委員会でも申し上げましたが、ちゃんとした委員会に付託をしてお話を聞かさせていただければ、今、担当の部長さんがおっしゃっていただいたような具体的な努力なるものが見えてくる可能性もあったのではないかということで、非常に残念に思っておりますが、本題に入りたいと思います。

本条例案は、去年の6月に自民・公明の安倍政権が、医療介護総合確保推進法の可決を強行したことにあります。総合法は、高齢者を介護サービスの対象から外して入院患者の追い出しを強化するなど、公的介護、医療保障を土台から掘り崩す悪法です。そのことにより介護保険始まって以来の大改悪、これは私どもだけが申しているではありません。現場におられる方々も同じお気持ちだというふうに聞いております。

そうした中身で問題なのは、12月の議会では是枝議員も取り上げたとおりです。1つは要支援1、2の方の訪問介護と通所介護を保険給付の対象から外し、市町村事業へ移行をするもの、そしてそうなれば安上がりのNPOやボランティアなども担い手となるわけです。介護の専門性を軽視する安上がりのやり方です。その負担は結局、最後には介護を受ける方にかかってきて、簡単に要支援を出すことができなく、逆に重い介護になってしまうということになるのではございませんか。

2番目には、特別養護老人ホームへの入所は、原則、要介護3以上に限定し、1、2の待機者が切り捨てられますが、その数は実に3分の1の方々です。より多くの方々をいと

も簡単に切り捨てるというふうな、ひどいことがやられます。

3番目は、利用者負担1割が所得によって2割に引き上げられます。ましてや、この国会の論戦では、2割負担をするという政府の根拠自身が、我が党の小池議員の質問で突き崩されて、何度も訂正をしても結局論拠を示すことができなかった、こういう問題であります。引き上げだけはきっちりと強行をいたしました。

4番目には、低所得の施設利用者の居住費、食費の補足給付がありました。それが削減されます。その対象者は100万人以上に上ります。

以上は国が保険者の市町村に押しつけてきた内容だということは、私どもはよく理解をいたしております。そうした中で和田町長さんは、12月の議会に要支援外して是枝議員が質問をいたしました。「今現在の水準を確保されるのか」ということに対し、「そのとおりです」と答えておられますから、ぜひ答弁どおりの取り組みをお願いをいただきたいと思っております。

また介護保険料では、先ほども申しましたとおり、私どもが実施した住民アンケートでも大変高い料金の1番目になっております。今回は基金の全てを引き下げのために繰り入れをした、このことは評価させていただいております。しかしながら、あとの予測で、結局は第4期や第5期のように、やってみたらまた基金が残った、つまりこの3年間、利用する人の料金は取り過ぎだというふうなことが起こるのではないかという心配でお聞きをさせていただきましたが、そうではないという具体的な回答をいただくことはできませんでした。

保険料が上がり、サービスは後退する、こういった第6期の計画であります。何度も言いますが、もとは国の悪政にあります。地方自治法にも書かれている住民福祉の増進を図る自治体としての力をもっと発揮していただきたかったというふうに思っております。

以上の点から、本条例案の一部改正に賛成することはできません。

議長（藤田 茂君）

高迫君によります原案に反対の討論が行われました。

次に、原案に賛成の討論を求めます。

9番（北村 孝君）

議長。

議長（藤田 茂君）

北村君。

9番（北村 孝君）

全員協議会でも確認をさせていただきましたが、本条例の一部改正することにより、この背景には給付の大きな伸びがあるということで、国は介護事業所の介護報酬を2.27%引き下げる。かつ、介護職員に対しては1万2,000円の報酬をアップすると、そして利用度の高いサービスには手厚く加算すると、こういった背景がございます。上げること

に対しては我々も心苦しいですが、今後団塊の世代が伸びるに当たって、今以上の保険料は伸びるであろうとも予測されております。しかし、現在においてはこの介護保険のいわゆる安定、また健全化に向けては、給付の率からするとやむを得ないのではないかと、こういうふうにも考えます。反対、ストップ、廃止と、中止と、こういったことでは余りにも無責任ではないかと、このようにも考えます。

政治というのは、合意形成の中で少しでも前に進めることが大事だと思っております。よって、この改正案には公明党としては賛成させていただきます。

その上で、今後、先ほど述べさせていただきました団塊の世代が上がるに従って、介護保険料が大きく伸びるであろうと予測されております。行政においては給付の重点化と効率化、また負担のバランスをしっかりと考慮していただきながら、安定的な制度にしていきたいと、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（藤田 茂君）

他に、討論はございますか。

5番（是枝綾子君）

はい。

議長（藤田 茂君）

是枝君。

5番（是枝綾子君）

社会保障の充実のためにということで、消費税が増税をされました。政府は「消費税の増税分は全て社会保障に充てる」と説明して、自民党と公明党も選挙でそのように宣伝をされました。しかし、社会保障がよくなるならばと思って増税に賛成した人も少なくありません。

ところが、政府の説明、政府の説明です。私たちが説明しているのではなく、政府の説明では、2015年度、新年度の消費税増税分のうち、社会保障の充実に充てられるのはわずか16%であると、その16%にすぎないということがわかりました。このように消費税が社会保障のためと言って導入されておきながら、社会保障に充てられていないというところで、そもそもは消費税を社会保障の財源に充てること自体間違っていると思いますが、その消費税の議論についてはちょっとここでは割愛いたしますが、この介護保険制度の問題点は、国の負担割合が余りにも低過ぎるところに原因があります。

どれだけ高齢者がふえていく。高齢化社会ですから高齢者がふえていく。2分の1は公費、2分の1は国民という、そういう負担割合の中で、国は全体の25%、4分の1しか持たないというところに大きな問題があります。せめてこれが30%、あと5%国が出せば、高齢者はふえているんですから、出せば今回のような値上げということはないかもしれない。ところが、出さないというところで、負担割合を変えない。それどころ

か、65歳以上の1号被保険者の負担割合、導入当初は17%でした。1期ごとに1%ずつ上がり、この第6期では21%という負担割合になったために、これだけでもかなり今回の忠岡町の値上げ分の大部分を、大きな部分を占めるということもはっきりとしています。

こういったように、国がやはり責任を持たない。最初から第二の国保だと言われて、破綻は目に見えていると言われていたこの制度ですが、もう破綻寸前、国民の負担感は本当に破綻寸前に来ている。暮らしが大変な中で、このような高齢者に負担を負わせる。それも要支援の1と2の方を外して受けさせない。要介護3以上でないと特養ホームの申し込みすら、待機者にすらなれないという、こういった受けさせないでにおいて値上げということは、到底理解が得られないと思います。

ということで、このように社会保障の総額をやはり国が負担をすると。無駄な大型公共事業また軍事費を削っていくということをしながらか社会保障を立て直していく。大企業には1.6兆円のこれから3年間での減税、国民には大增税、こういった姿勢を改めていくということで財源は十分につくれるはずだと思います。

今回のこの引き上げについては、やはり国の責任も大きいですし、もう少し忠岡町自身も、一般会計から介護保険会計に入れることは法的には何ら問題がございません。一般会計から介護保険会計に入れていくということで回避できたのではないかというふうに思います。財源は十分にあるかと思いますが、そういった点での忠岡町の努力が足りないという点は指摘をさせていただきます。

ということで、今回の値上げについては、国やまた行政の努力で回避できたであろうということもご指摘をさせていただきます。

議長（藤田 茂君）

他に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第11号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、起立により採決を行います。

原案に賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（藤田 茂君）

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議長（藤田 茂君）

日程第16 議案第12号「忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び忠岡町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第12号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び忠岡町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、標準とし、または参酌して、市町村が条例で定めることとされているところ、介護保険法施行規則等の一部改正による「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴うもののほか、今後の介護保険制度の見直しに伴う指定事業者の運営基準等の改正に伴い、本町において独自の基準を設けるもの以外、当該改正後の国の基準を準用するため、改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長(藤田 茂君)

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

(なし)

議長(藤田 茂君)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(藤田 茂君)

これより、議案第12号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び忠岡町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長(藤田 茂君)

日程第17 議案第13号「平成26年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

(事務局長：議案朗読)

議長(藤田 茂君)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛君)

はい。

議長(藤田 茂君)

町長。

町長(和田 吉衛君)

議案第13号 平成26年度忠岡町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げ

ます。

今回の補正予算額は、7,351万2,000円の減額で、これを補正することにより、予算総額は71億8,175万1,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、学校施設環境改善交付金1,972万7,000円を減額、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金4,958万5,000円を減額、第20款 町債で、小学校整備事業債1,030万円を減額、中学校整備事業債610万円を計上。

歳出につきましては、第3款 民生費で、介護保険特別会計繰出金561万6,000円を減額、忠岡町総合福祉センター整備工事費2,451万円を減額、過年度未熟児養育医療国庫負担金精算返還金27万3,000円を計上、第9款 消防費で、この款で支出しております職員の時間外手当100万円を計上、第10款 教育費で、東忠岡小学校第1校舎解体撤去工事費2,118万4,000円を減額、中学校空調等整備工事監理業務委託料100万3,000円を減額、中学校空調等整備工事費120万円を減額、第11款 公債費で、長期債償還利子2,127万2,000円を減額するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、小学校整備事業債において、限度額を4,280万円に、中学校整備事業債において、限度額を2億1,130万円にそれぞれ変更するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

これより、議案第13号 平成26年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、採決を行います。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第18 議案第14号「平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

（事務局長：議案朗読）

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

議案第14号 平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、475万2,000円の減額で、これを補正することにより、予算総額は14億1,182万5,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で介護保険事業費補助金86万4,000円を計上、第7款 繰入金で一般会計繰入金561万6,000円を減額、歳出につきましては、第1款 総務費で介護保険システム改修委託料475万2,000円を減額するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決しました。

議長（藤田 茂君）

これより、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（な し）

議長（藤田 茂君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 平成26年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤田 茂君）

日程第19 議案第15号 平成27年度忠岡町一般会計予算について、日程第20 議案第16号 平成27年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第21 議案第17号 平成27年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第22 議案第18号 平成27年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第23 議案第19号 平成27年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、日程第24 議案第20号 平成27年度忠岡町水道事業会計予算について、以上、6件一括して議題いたします。

本6件については、先例により、議案の朗読は省略させていただきます。また、提案理由の説明は、既に配布されておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長（藤田 茂君）

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、省略することに決しました。

議長(藤田 茂君)

お諮りいたします。

本6件については、先例により、7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中の審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、よって、本件は7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長(藤田 茂君)

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤田 茂君)

ご異議ないものと認め、私から指名をいたします。

前田 弘君・松井秀次君・是枝綾子君・河野隆子君・和田善臣君・前田長市君・森 政雄君。

以上の7名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果につきましては、今期定例会の最終日をお願いいたしたいと思います。

議長(藤田 茂君)

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。午後2時20分から再開いたします。

(「午後2時09分」休憩)

議長(藤田 茂君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後2時20分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（藤田 茂君）

ご報告いたします。委員会条例第7条第2項の規定によりまして、予算審査特別委員長に河野隆子君、副委員長に森 政雄君が決定しましたので、ご報告いたします。

議長（藤田 茂君）

日程第25 報告第1号「事務報告について（平成26年分）」を、議題といたします。

事務局長より、本件を朗読いたします。

事務局長（小西博幸君）

議長。

議長（藤田 茂君）

局長。

事務局長（小西博幸君）

報告第1号 事務報告について地方自治法第122条の規定により、平成26年の事務報告を提出する。

平成27年3月2日提出

忠岡町長 和田吉衛

議長（藤田 茂君）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛君）

はい。

議長（藤田 茂君）

町長。

町長（和田 吉衛君）

報告第1号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出にあたり、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、平成26年の事務報告を提出するものでございます。

よろしく、お願い申し上げます。

議長（藤田 茂君）

提案理由は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご質疑ないようですので、報告第1号を終結いたします。

議長（藤田 茂君）

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので 本日の会議を打ち切り、議事の都合により、明日から10日までの8日間、休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（藤田 茂君）

ご異議ないものと認めます。

よって、明日から10日までの8日間、休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

（「午後2時22分」散会）